

3,070 番地の16及び 3,070 番地の17の区域	3,059 番地の28まで、 3,064 番地の11、 3,069 番地の10から 3,069 番地の25まで及 び 3,070 番地の15から 3,070 番地の17までの 区域
---------------------------------	--

栄区告示第1号

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

平成16年4月15日

横浜市栄区長 吉久保 秀 雄

1 名称

桂公田町会

2 規約に定める目的

会は民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ、会員相互の福祉を増進し、以て地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

3 区域

栄区桂町1番地の2から22番地の1まで、22番地の3から124番地まで、126番地から203番地の9まで、274番地の4から302番地まで、303番地の2から326番地まで、655番地から656番地の4まで、657番地の3、657番地の4、657番地の7から657番地の9まで、657番地の11から657番地の14まで、658番地から662番地の3まで、662番地の6及び663番地から750番地まで並びに公田町161番地から177番地の5まで、181番地から186番地まで、190番地から197番地まで、204番地から209番地まで、210番地から275番地まで、277番地、306番地から414番地まで、418番地の36、461番地から466番地の2まで、479番地から739番地まで、740番地の11、740番地の12、741番地から774番地の4まで、774番地の6から774番地の28まで、775番地から852番地まで、853番地の8、854番地から872番地まで、874番地から930番地まで、931番地の309、931番地の415から931番地の441まで、933番地から970番地まで、972番地から1,018番地まで、1,020番地の22、1,021番地から1,120番地まで、1,202番地の2、1,206番地、1,344番地から1,477番地まで、1,509番地から1,666番地の4まで及び2,273番地から2,316番地までの区域

4 事務所

代表者の自宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

野村政晴

栄区公田町709番地の2

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

平成16年3月31日

区 公 告

都筑区公告第13号（平成16年3月25日）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

平成16年3月25日

横浜市都筑区長 佐々木 寛志

金沢区告示第9号

地縁による団体の認可の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、富岡北部町内会から次のとおり地縁による団体の認可の告示事項を変更した旨の届出があった。

平成16年4月15日

横浜市金沢区長 橋川和夫

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	中野義信 金沢区富岡西四丁目28番1号	北川富九男 金沢区富岡西四丁目46番14号

金沢区告示第10号

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

平成16年4月15日

横浜市金沢区長 橋川和夫

1 名称

御仲井赤坂町内会

2 規約に定める目的

会は、民主主義の精神に基づき会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

3 区域

金沢区釜利谷東二丁目5番、7番から10番まで、20番及び21番、釜利谷東三丁目16番及び43番から46番まで並びに釜利谷東四丁目2番から14番まで、46番及び47番

4 事務所

金沢区釜利谷東四丁目47番5号

5 代表者の氏名及び住所

芳垣倉藏

金沢区釜利谷東四丁目47番5号

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

平成16年4月5日